

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月20日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第11号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岩手県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条、第3条関係）				別表（第2条、第3条関係）			
組織		職員		組織		職員	
[略]				[略]			
知事 の 事務 部 局	[略]			知事 の 事務 部 局	[略]		
	出先	[略]			出先	[略]	
	機関	花巻空港事務所	[略]		機関	花巻空港事務所	[略]
					東日本大震災津波伝承館	副館長 総務課長	
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この規則は、令和元年9月22日から施行する。